

重要事項説明書

指定通所介護
介護予防通所介護
第一号通所事業

株式会社きずなケアサービス
デイサービスセンターきらり

サービス提供開始にあたり、介護保険法関係法に基づき、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

- 1 事業者（法人）の概要
- 2 事業所の概要
- 3 センターの設備の概要
- 4 サービスセンターの特徴等
- 5 サービス利用に当たっての留意事項
- 6 利用料金及びサービスの内容
- 7 サービス内容に関する苦情等相談窓口
- 8 秘密保持
- 9 緊急時等における対応方法
- 10 事故発生時の対応について
- 11 非常災害対策
- 12 賠償責任
- 13 サービスの第三者評価の実施状況

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社きずなケアサービス
代表者名	代表取締役 荻野 太久哉
所在地・連絡先	(所在地) 京都府与謝郡与謝野町字三河内 883 番地 2 (電話) 0772-43-1840 (FAX) 0772-43-1841
設立年月日	平成20年9月19日

2 事業所の概要

（1）事業所名称及び事業所番号

事業所名	デイサービスセンターきらり
所在地・連絡先	(所在地) 京都府京丹後市大宮町河辺 2392 (電話) 0772-68-0321 (FAX) 0772-68-3155
事業所番号	2673300295
管理者の氏名	荻野 学
利用定員（単位）	35名
指定年月日	平成28年8月1日

（2）事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分			
		常勤(人)		非常勤(人)	
		専従	非専従	専従	非専従
管理者	1	0	1	0	0
生活相談員	4	0	4	0	0
介護職員	10	3	3	2	2
看護職員	4	0	0	0	4
機能訓練指導員	4	0	0	0	4

令和7年9月1日現在

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	京丹後市（峰山町、大宮町、弥栄町） 与謝野町（旧野田川町、旧岩滝町）
------------	---------------------------------------

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・営業時間等

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	午前9：30～午後4：35
年末年始等休業	1月1日～1月3日
緊急連絡電話番号	0772-43-1840 (株)きずなケアサービス本社)

3 センターの設備の概要

設備の名称	数量	設備の名称	数量
食堂兼機能訓練室	1室	相談室	1室
浴室	3室	静養室	1室
事務所	1室	送迎車両	9両

4 サービスセンターの特徴等

(1) 運営の方針

法人理念『人の人権を尊重し、人ととのつながりを大切にする』を中心に、要介護認定を受けられた高齢者およびそのご家族が安心して生活を営むことができる目的とし、高齢者が明るく・自由に・楽しく・尊厳を持って生きることを支援させて頂きます。

(2) サービス向上のために

事項	有無	備 考
従業員への研修の実施	有	施設内外での研修の実施および参加
身体的拘束のルール	有	原則禁止

5 サービス利用に当たっての留意事項

送迎時間	サービス提供時間は午前9：30～午後4：35となっております。 予め、ご利用者の要望をお聞きした上、センターで決めさせていただきます。道路事情等により、送迎時間が多少前後したり、変更をお願いすることもあります。
利用者のご様子	前回の利用日から利用当日の間に、体調や状況等について特に変わったことがありましたらすぐにお申し出ください。
服装等	ご自由な服装でご利用下さい。上履き・着替えのほか、必要に応じて紙おむつなどはご持参下さい。
当日の持ち物	入浴用バスタオル … 1枚 入浴用タオル … 1枚 傷などの処置に必要なもの 濡れタオルを入れるナイロン袋 … 1枚 昼食時の薬 必要な着替え、紙おむつ、パット、必要物品等 その他日中過ごされる上で必要なもの
健康管理	活動の開始及び終了時には、健康チェックを致します。食前食後の飲み薬・点眼液及び褥瘡・皮膚病等に使用する塗布薬・ガーゼなどをご持参下されば、可能な範囲で処置のお手伝いをします。
金銭	人の出入りの多い場所です。基本的には、金銭・貴重品の持ち込みはご遠慮下さい。当センターでは責任を負いかねます。
設備、器具の利用	設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫煙	防災のため、所定の喫煙場所にてお願いします。
迷惑行為	当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
その他	広報活動等に活動中の写真を使用するときがありますが、契約時に、不都合がある方は、お申出下さい。

※サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

6 利用料金及びサービスの内容

- ・介護保険の適用がある場合は、原則として別紙「利用料金表」(P 13～14)により、負担していただきます。(利用者の負担割合(負担割合証に記載)に応じた負担額)
なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。この場合、ご契約者は利用料金表の10割分(全額)をお支払いください。利用料金のお支払いと引換えに領収証を発行します。
また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日、市町村の介護保険担当窓口に提出していただきますと、自己負担額を除く金額が支払われます。
- ・サービス利用中に、ご利用者の希望で予定より早く帰られた場合は、ケアプランで定められた提供時間を算定させて頂きますが、病院受診など医療保険使用の場合は提供させて頂いた時間での算定をさせて頂きます。
- ・厚生労働省の定める介護保険からの給付額に変更のあった場合、ご利用者の負担額を変更させていただきます。

当事業所が提供するサービスについて、

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

時間	サービスの内容	
8：30	送迎サービス(迎え)	
9：30	健康状態の確認 入浴サービス 機能訓練サービス 介護予防サービス	血圧測定、状態観察など
12：00	食事	必要に応じて介助を行います
14：00	機能訓練サービス	レクリエーション、グループワーク、行事的活動、体操、趣味的活動など
16：35	送迎サービス(送り)	

- ・季節の行事や外出、誕生会なども行います。
- ・1週間に複数回のご利用を希望される場合は、担当の介護支援専門員と相談の上、ご利用日を決めさせていただきます。

① 入浴

入浴又は清拭を行います。寝たきりの方も特別浴槽を使用して入浴することができます。

② 排泄

ご利用者の状態に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。

③ 機能訓練

機能訓練指導員等により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能訓練を実施し、ご利用者の心身機能の回復またはその低下を防止するよう努めます。

④ 創作と活動

集団的に行われるレクリエーション、創作活動等の機能訓練を行い、ご利用者の心身の状態の維持または向上に努めます。

⑤ 送迎

身体の状態、地理的条件等により専用車両により送迎を行います。

■通所介護計画（介護予防通所介護計画）の作成及び評価等

居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に基づき、ご利用者の直面している課題等を把握し、ご利用者の希望を踏まえて、通所介護計画（介護予防通所介護計画）を作成します。

また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載してご利用者に説明の上、交付します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスについては、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

別紙「利用料金表 介護保険給付対象外（実費負担）」（P 14）参照

① 食事（食材費及び調理費）

ご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。普通食のほかに、「刻み食」「一部療養食」等食べやすい食事も利用いただけます。お申し出ください。

② レクリエーションや創作的活動、各種行事の材料代等

ご利用者の希望によりレクリエーションや創作的活動、各種行事等に参加していただくことができますが、材料代や参加費については実費をいただくことがあります。

③ サービス実施記録の複写物の交付費用

ご利用者はサービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費費用をご負担いただきます。

④ 日常生活上必要となる諸費用

日常生活用品の購入代金等、ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

なお、ご用意いただいたおむつ等が足りなかつたり、持参されなかつた場合に、当事業所のものを使っていただくことがあります。その際には利用料金表の実費費用をご負担いただきます。

（3）利用料金のお支払い方法

前記（1）・（2）のサービス利用料金・費用は、1ヶ月分をまとめて請求させていただきます。毎月27日（金融機関が休日の場合は、翌営業日）に口座振替させていただきます。

もしくは、以下の金融機関へ送金ください。

金融機関名	支店名	口座科目	口座番号
京都北都信用金庫	野田川	普通	1070039

口座名義 株式会社きずなケアサービス

(4) 利用の変更・追加

ご利用者の希望により、通所介護サービス等の利用を変更、または、新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービス実施日の前日までに事業所に申し出てください。担当の介護支援専門員と相談の上、変更・追加させていただきます。

サービス利用の変更・追加の申出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者およびご家族等の希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時をご利用者およびご家族等に掲示して協議します。

(5) 利用の中止

利用予定期間の前に、ご利用者の希望により、通所介護サービス等の利用を中止することができます。この場合にはサービスの実施の当日、8時30分までに事業所に申し出てください。利用予定日当日の8時30分までに申出がなく、8時30分以降に利用中止の申出をされた場合、キャンセル料として次の料金をお支払いただくばあいがあります。

ただし、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

なお、介護予防サービス及び第一号通所事業の方は、月額定額報酬のためキャンセル料は発生しません。

- ・利用予定当日の8時30分までに申出があった場合 無料
- ・利用予定当日の8時30分以降に申出があった場合 食費相当額

7 サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 苦情等相談窓口について

提供したサービス内容等について、相談や苦情を受け付けるための窓口を下表のとおり設置します。

当事業所お客様相談窓口 (デイサービスセンターきらり)	窓口担当者 苦情受付担当者（生活相談員が担当） 受付時間 月～土 9:00～17:00 電話番号 0772-68-0321
京丹後市健康長寿福祉部 長寿福祉課 介護保険係	所在地 京丹後市峰山町杉谷 691 受付時間 8:30～17:15（平日） 電話番号 0772-69-0330
与謝野町役場 福祉課介護高齢係	所在地 〒629-2498 京都府与謝郡与謝野町字加悦 433 受付時間 8:30～17:15（平日） 電話番号 0772-43-9021
京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課介護相談係	所在地 京都市下京区烏丸通り四条下る水銀屋町 620 C O C O N 烏丸内 受付時間 8:30～12:00、13:00～17:15（平日） 休憩時間 12:00～13:00 電話番号 075-354-9090
京都府社協福祉サービス 運営適正化委員会 (京都府社会福祉協議会内)	所在地 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る 京都府立総合社会福祉会館 5階 受付時間 9:00～16:00（平日）

電話番号 075-252-2152

(2) 苦情処理の体制及び手順について

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は下記のとおりです。

- ① 苦情申立人からの苦情受付
- ② 苦情受付内容の確認
- ③ 苦情受付の報告
- ④ 苦情解決に向けて協議
- ⑤ 苦情解決結果の記録

8 秘密保持

- ・事業所は、ご利用者及びそのご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- ・事業所が得たご利用者およびそのご家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いる場合はご利用者の同意を、ご利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

9 緊急時等における対応方法

サービス利用中にお利用者の健康状態が急変したとき、その他必要なときは、速やかにご利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、介護支援専門員へ連絡するなどの必要な措置を講じます。

10 事故発生時の対応について

サービス提供時に、介護中の事故や災害時等には、ご利用者の安全確保に努め、主治医や緊急時連絡先（ご家族等）、介護支援専門員（ケアマネージャー）、市町村及び京都府、その他関係機関への連絡等速やかに必要な措置を講じます。

11 非常災害対策

非常時の対応	別途定める消防計画に基づき対応を行います。			
避難訓練	別途定める消防計画にのっとり、年2回以上避難訓練を行います。			
防災設備	設備名称	有無	設備名称	有無
	スプリンクラー	なし	防火扉・シャッター	なし
	自動火災報知機	あり	消火器	あり
	誘導灯	あり		
カーテン、布団等は防炎性能のあるものを使用しています。				
消防計画等	峰山消防署への届出日：平成28年7月11日 防火管理者：荒田奈依			

1 2 賠償責任

- ・サービスの提供にともなって、センターの法的根拠のある責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼしたときは、ご利用者に対してその損害を賠償します。
- ・ご利用者及び代理人は、サービスの利用にともなって、ご利用者・代理人およびその他のご家族の責めに帰すべき事由により、他のご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼしたとき、センターの運営・財産等に損害を及ぼしたとき、同職員の生命・身体・財産に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償します。

1 3 サービスの第三者評価の実施状況

提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
第三者評価機関名	
評価結果の開示状況	

【緊急連絡先 1】

緊急時連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	()
	住 所	
	電話番号 (携帯電話)	

【緊急連絡先 2】

緊急時連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	()
	住 所	
	電話番号 (携帯電話)	

【主治医】

主治医	病院（診療所）名	
	所在地	
	氏 名	
	電話番号	

サービス等の提供の開始に際し、

本書面および別紙に基づいて重要事項の説明を行いました。

令和_____年_____月_____日

【事業者】

所在地 京都府京丹後市大宮町河辺2392
事業者(法人)名 株式会社きずなケアサービス
事業所名称 デイサービスセンターきらり
代表者氏名 管理者 萩野 学

説明者 職名_____

氏名_____

私は、本書面及び別紙により、サービス提供者から重要事項の説明を受け、
サービス等の提供開始及び利用料の徴収に関して同意し、交付を受けました。

【利用者】

住所 _____

氏名 _____

【(署名・法定)代理人】

住所 _____

氏名 _____

デイサービスきらり サービス利用料金表

介護保険給付対象分

利用者の負担割合（負担割合証に記載）に応じた負担額

		事業対象者 要支援 1	事業対象者 要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本料金	3時間以上4時間未満	1798/月	3621/月	370/日	423/日	479/日	533/日	588/日
	4時間以上5時間未満			388/日	444/日	502/日	560/日	617/日
	5時間以上6時間未満			570/日	673/日	777/日	880/日	984/日
	6時間以上7時間未満			584/日	689/日	796/日	901/日	1008/日
	7時間以上8時間未満			658/日	777/日	900/日	1023/日	1148/日
加算項目	サービス提供体制強化加算Ⅰ	88/月	176/月			22/回		
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	72/月	144/月			18/回		
	サービス提供体制強化加算Ⅲ	24/月	48/月			6/回		
	中重度者ケア体制加算		—			45/日		
	生活相談員配置等加算		—			13/日		
	入浴介助加算Ⅰ		—			40/日		
	生活機能向上連携加算Ⅰ	100/月				100/月 (3月に1回限度)		
	生活機能向上連携加算Ⅱ	200/月				200/月 (個別機能訓練加算を算定している場合1月100単位)		
	認知症加算		—			60/日 (若年性認知症利用者受入加算算定期間及び共生型通所介護の提供時は算定しない)		
	若年性認知症利用者受入加算	240/月				60/日 (認知症加算算定期間は算定しない)		
	口腔機能向上加算Ⅰ	150/月				150/回 (月2回を限度)		
	口腔機能向上加算Ⅱ	160/月				160/回 (月2回を限度)		
	栄養改善加算	200/月				200/回 (月に2回限度)		
	口腔・栄養スクリーニング 加算Ⅰ	20/回 (6月に1回限度)				20/回 (6月に1回限度)		
	口腔・栄養スクリーニング 加算Ⅱ	5/回 (6月に1回限度)				5/回 (6月に1回限度)		
	ADL維持等加算Ⅰ		—			30/月		
	ADL維持等加算Ⅱ		—			60/月		
	個別機能訓練加算Ⅰイ		—			56/日		
	個別機能訓練加算Ⅰロ		—			76/日 (イと併算不可)		
	個別機能訓練加算Ⅱ		—			20/月 (加算Ⅰに上乗せして算定)		
	生活機能向上「ルーフ」活動加算	100/月				—		
	栄養アセスメント加算	50/月				50/月		
	一體的サービス提供加算	480/月				—		
	感染症または災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合		—			+3%		
減算	科学的介護推進体制加算				40/月			
	送迎減算				-47/日 (片道につき)			
	介護職員待遇改善加算Ⅰ					算定した単位数の1000分の92に相当する単位数		
	介護職員待遇改善加算Ⅱ					算定した単位数の1000分の90に相当する単位数		
	利用者の数が利用定員を超える場合					×70%		
	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合					×70%		
	高齢者虐待防止措置未実施					×1%		
	業務継続計画未策定					×1%		

※介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額がご利用者の自己負担となりますのでご相談ください。

介護保険給付対象外（実費負担）

通常事業の実施地域以外の送迎料	100円	
食費（おやつ代込）	1食 700円	
レクリエーションや創作的、各種行事の材料代	実費相当額（はがき、粘土、色紙、花や野菜の苗代、球根等）	
サービス実施記録の複写物の交付費用	1枚 10円	
おむつ代	尿とりパッド	実費請求
	紙オムツ・紙パンツ代	実費請求